

太田市無形民俗文化財後継者育成事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、太田市内に存在する無形民俗文化財の継承及び活性化を図るため、その後継者育成事業に対し太田市無形民俗文化財後継者育成事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、太田市補助金等に関する規則（平成17年太田市規則第76号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、太田市内に存在する次の無形民俗文化財の後継者育成事業（以下「補助対象事業」という。）を実施する個人、団体等とする。

- (1) 群馬県指定重要無形民俗文化財
- (2) 太田市指定重要無形民俗文化財
- (3) 太田市指定重要無形民俗文化財に準じる無形民俗文化財

(補助金の交付の対象となる経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費のうち、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料、賃借料及び備品購入費とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内とし、予算の範囲内の額とする。ただし、1,000円未満は切り捨てるものとする。

(書類の整備等)

第5条 補助金の交付を受けた者は、補助対象事業に係る収入及び支出についての証拠書類を整備し、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しておかなければならない。

(その他)

第6条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年3月28日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに、合併前の重要無形民俗文化財後継者育成事業補助金交付要綱（平成11年4月1日太田市制定）の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

(この要綱の失効)

- 3 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の失効の際現に補助金の交付の決定を受けた個人、団体等については、第5条の規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成21年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年3月31日から施行する。